

在宅超重症児（者）等短期入所支援事業費補助金交付要綱

（目的）

第1 医療的ケアを必要とする在宅の超重症児（者）及び準超重症児（者）（以下「超重症児（者）等」という。）を介助する家族の精神的負担及び身体的負担の軽減のために実施される短期入所の充実を図るため、市町村が行う、短期入所を利用した超重症児（者）等に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）で定める介護給付費に上乗せして給付する事業に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

（補助金の交付の対象等）

第2 補助金の交付の対象となる事業は、市町村が、当該市町村に居住する超重症児（者）等に対し、県内に所在する短期入所事業所のうち知事が認める事業所において、短期入所した利用日数（以下「利用日数」という。）に応じて、法で定める介護給付費に上乗せして給付する事業とする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び基準額は、別表第1に掲げるとおりとする。

3 補助額は、様式第2号別紙に記載の補助基準額に延利用日数を乗じて得た額に2分の1を乗じて得た額とする。

4 前項の規定により算出した補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助事業の内容の軽微な変更）

第3 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、補助金交付決定額の20パーセントを超えない減額変更をしようとする場合とする。

（申請の取下期日）

第4 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（書類の整備等）

第5 市町村は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

（提出書類及び提出期日）

第6 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

（補則）

第7 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2関係）

経費区分	対象経費	基準額
医療型短期入所事業所	超重症児（者）等の受入れに必要な経費	1 令和6年4～5月 (1) 超重症児（者）を受け入れた場合 1人1日につき 8,900円 (2)-1 準超重症児（者）（レスピレーター管理されている者）を受け入れた場合 1人1日につき 9,100円 (2)-2 準超重症児（者）であって2-1以外の者を受け入れた場合 1人1日につき 3,100円
福祉型短期入所事業所		2 令和6年6月以降 (1) 超重症児（者）を受け入れた場合 1人1日につき 9,300円 (2)-1 準超重症児（者）（レスピレーター管理されている者）を受け入れた場合 1人1日につき 9,400円 (2)-2 準超重症児（者）であって2-1以外の者を受け入れた場合 1人1日につき 3,400円
		1人1日につき 7,400円

別表第2（第6関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	補助金交付申請書	第1号	1部	別に定める
	在宅超重症児（者）等短期入所支援事業費補助金所要額調書	第2号	1部	
	在宅超重症児（者）等短期入所支援事業費補助金事業実施予定表	第3号	1部	
	歳入歳出予算（見込）書抄本	第4号	1部	
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	補助金変更承認申請書	第6号	1部	別に定める
	在宅超重症児（者）等短期入所支援事業費補助金変更所要額調書	第2号	1部	
	在宅超重症児（者）等短期入所支援事業費補助金事業実施予定表	第3号	1部	
	歳入歳出予算（見込）書抄本	第4号	1部	

規則第 13 条 第 1 項の規 定による書 類	補助金請求書	第 7 号	1 部	別に定める
	在宅超重症児（者）等短期入所支援事業費補助 金精算額調書	第 2 号	1 部	
	在宅超重症児（者）等短期入所支援事業費補 助金事業実施状況報告書	第 3 号	1 部	
	歳入歳出決算（見込）書抄本	第 5 号	1 部	
	在宅超重症児（者）等短期入所支援事業費補 助金事業実施状況実績記録票	第 8 号	1 部	